コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　PILOTCORPORATION

最終更新日：2016年3月2日

株式会社パイロットコーポレーション
代表取締役社長　渡辺広基
問合せ先：取締役総務部長　浅羽　弘
証券コード：7846
http://www.pilot.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の考える企業の使命は、企業活動の成果を、株主・ユーザー・取引先・従業員・地域社会・その他すべてのステークホルダーに対し適切に還元することにより、企業価値の増大を図ることであります。当社はその実現のために最適と考える、コーポレート・ガバナンス体制の充実に努めてまいります。

また当社は、企業活動の大前提として、自らの社会的責任を充分に自覚し、コンプライアンスはもとより、信頼の高い製商品の提供、雇用や環境への配慮、企業市民として社会への貢献を積極的に果たしてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
DAIWA CM SINGAPORE LTD － NOMINEE KO HONG MYONG	8,710,600	18.60
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,718,600	3.67
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,602,000	3.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,496,400	3.19
パイロットグループ従業員持株会	1,147,200	2.45
朝日生命保険相互会社	1,134,000	2.42
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,100,400	2.35
松竹株式会社	972,000	2.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	949,500	2.02
第一生命保険株式会社	900,000	1.92

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	その他製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中早苗(本名:菊川早苗)	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中早苗(本名:菊川早苗)	○	――	弁護士及び事業法人の社外取締役並びに各種団体の理事等として、その豊富な知識と経験並びに幅広い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待いたしております。 また、経営と業務執行の監督機能に必要とされる高度な専門性に加え、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いと判断して、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、四半期毎に1回の定期的な打ち合わせを、また必要に応じて随時の打ち合わせを行い、監査業務全般に関する情報交換を行っております。内部監査部門（内部統制室）は、定期的に必要な報告を監査役に行うとともに、監査役及び会計監査人と必要に応じて情報交換や意見交換を行い、監査の実効性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
丹羽宏己	公認会計士													
板澤幸雄	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丹羽宏己	○	――	公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計の専門家の立場から、その専門性を活かした、客観的・積極的かつ公正な監査を期待いたしております。 　また、経営と業務執行の監督機能に必要とされる高度な専門性に加え、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いと判断して、独立役員に指定いたしました。
板澤幸雄	○	――	弁護士及び事業法人の社外監査役等として、その豊富な知識と経験並びに幅広い見識を活かした客観的・積極的かつ公正な監査を期待いたしております。 　また、経営と業務執行の監督機能に必要とされる高度な専門性に加え、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いと判断して、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

前回実施したストックオプションは、平成21年６月30日をもって終了いたしました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の年間報酬総額　182百万円（うち社外取締役　－百万円）
（注）第13期（自平成26年１月１日　至平成26年12月31日）の実績であります。
有価証券報告書及び事業報告において開示されており、その内容は当社ホームページ（http://www.pilot.co.jp/）においても掲載されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬につきましては、平成19年３月29日開催の第５期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額216百万円以内（ただし使用人給与分は含まない）と決議いただいております。その上で、役員個々の職務と責任に応じて役員報酬基準表をもとに、取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する社内窓口を秘書室に統一し、取締役会及び経営執行会議に付議される事項について事前に資料を送付するとともに、その内容について、必要に応じて事前に説明を行います。
また、社外監査役に対しては、監査役監査に有用と判断される事項について、常勤監査役より事前に説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

1. 会社の機関の内容
当社は8名の社内取締役と新たに1名の社外取締役を加えて取締役会を構成し、経営の意思決定及び適切な業務執行の監督を行っております。
また、取締役会において14名の執行役員を選任しております。その中には、国内主要子会社の代表取締役1名及び海外主要子会社の取締役社長3名が含まれており、グローバルなグループ経営体制に基づいた経営の意思決定を補完しつつ、迅速かつ機動的な業務執行を図っております。また、社内出身者と異なる客観的な視点を経営に活用するため、独立役員である社外取締役を置いております。
当社は、月１回の月次取締役会、及び必要に応じて臨時取締役会を開催いたしておりますが、取締役会には、取締役・監査役が出席して、会社の重要事項を充分に討議のうえ、決議いたしております。また、月１回開催される経営執行会議では、取締役・監査役・執行役員が出席して、経営全般に関する事項の討議及び決定を行っております。同じく月１回開催される部長会では、取締役・執行役員・各部門責任者が出席して、経営全般にわたる必要事項の連絡・意見調整、及び状況・課題認識の共有化を図っております。
当社は監査役会設置会社として、上記の経営執行体制により、迅速な経営意思決定を可能にしつつ、監査役による経営監視機能が有効に働くことで、より適切で効率的な企業統治体制が確立すると考え、このような体制を採用しております。

2. 内部監査及び監査役監査の状況
内部監査につきましては、内部統制室を設置して専属の室員（７名）を配置し、財務報告プロセスに係る内部統制の評価及び監査の基準並びに実施基準に従い整備した内部統制を含む全般的な内部統制体制について内部監査を実施しております。内部統制室は、当社グループの組織、制度、業務等が、経営方針、各種法令及び諸規定に準拠し、効率的に運用されているかを検証、評価及び助言することにより、不正や誤謬の防止、正確な管理情報伝達、資産の保全、業務活動の改善向上等をはかり、経営効率の増進に資することを使命としております。
また、監査役監査につきましては、当社は監査役制度を採用しており、監査役は４名であります。うち半数の２名が社外監査役であり、独立性が確保されるとともに、１名が弁護士、１名が公認会計士であり、法律及び会計に関する豊富な知見を有しております。

両者の専門性を活かした監査業務を行うことにより、監査の客観性・積極性・公正性の向上が図られております。監査役は、監査役会規則に基づき取締役会及び経営執行会議に出席し、業務執行の状況や財産状態の調査及び経営の監査を充実させるとともに、必要に応じて意見を述べるなど、監査役としての機能を充分に果たしております。
内部統制室並びに監査役は、会計監査人と必要に応じて情報交換や意見交換を行い、監査の実効性の向上を図っております。

3. 会計監査の状況
当社は会計監査人として、明治アーク監査法人と会社法監査及び金融商品取引法監査に基づく監査契約を締結し、会計監査を受けております。当期において当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名等は以下のとおりであります。なお、当社と同監査法人又は業務執行社員との間には特別の利害関係はありません。
（注） 当社の会計監査人でありましたアーク監査法人（消滅監査法人）は、平成28年１月４日付で、明治監査法人（存続監査法人）と合併し、同日付で名称を明治アーク監査法人に変更しております。

明治アーク監査法人　指定社員　業務執行社員　米倉礼二
明治アーク監査法人　指定社員　業務執行社員　森岡宏之
なお、継続監査年数はいずれも7年以内であります。また、当社の監査業務に係る主な監査従事者は、公認会計士5名及び公認会計士試験合格者等であります。

4. 社外取締役及び社外監査役との関係
当社は社外取締役１名と社外監査役2名を選任しております。当社と当該社外取締役及び各社外監査役との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、当該社外取締役及び各社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と提出会社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の重要な利害関係はありません。

当社の社外取締役は、重要案件について担当取締役から事前に説明を受け、当社グループ経営の課題を掌握し、更に、監査役と意見交換を諮り、定期的に取締役会及び監査役会に出席の上、必要に応じて意見表明をしております。社外監査役は、定期的に取締役会及び監査役会に出席し、その専門知識と豊富な経験により、取締役会の業務執行を監査すると共に必要に応じて意見表明をしております。

社外取締役田中早苗氏は、弁護士であり、その他、法律事務所の代表、事業法人の社外取締役及び各種団体の理事等としての豊富な知識と経験、並びに幅広い見識を、当社の経営に活かすと共に、経営の監督機能を高めております。

社外監査役丹羽宏氏は、税務、会計の各分野における豊富な経験と見識により、取締役の意思決定、業務執行の適法性について監査を担っており、適宜有益な助言をいただくとともに、独立した立場から客観的に監査意見を表明し、監査体制の独立性を高めています。

社外監査役板澤幸雄氏は、弁護士資格を有しており、事業法人の社外監査役等として、豊富な経験と見識に裏付けされた客観的かつ中立的な視点から、取締役の意思決定、業務執行の適法性について監査を担っており、適宜有益な助言をいただくとともに、独立した立場から客観的に監査意見を表明し、 監査体制の独立性を高めています。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として、明確に定めたものはありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で職務を遂行できる充分な独立性が確保出来ることを前提に、社外取締役には、弁護士及び事業法人の社外取締役としての立場から、その豊富な知識と経験並びに幅広い見識を当社の経営に活かしていただくとともに、経営の監督機能としての役割を期待して選任しております。また、社外監査役には、上記と同様の前提のもと、公認会計士及び弁護士としての豊富な専門知識と経験に基づき客観的な視点から監査を実施していただける方を選任しております。

以上のことから、当社は外部からの経営の監視体制が整っていると考えており、このような体制を採用しております。
また、「2. 内部監査及び監査役監査の状況」に記載のとおり、当社の社外監査役は、会計監査人、内部統制室とも必要に応じて情報交換や意見交換を行い、監査の実効性の向上を図っております。また、当社の社外取締役は、監査役からの監査報告や内部統制室からの内部監査の報告、内部統制の整備、運用状況等に関する報告を受けることにより、監督の実効性の向上を図ってまいります。

5. 社外取締役の責任限定契約
当社は、社外取締役が期待された役割を充分に発揮できるよう、会社法第427条第１項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項所定の最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとする契約を締結しております。

6. 社外監査役の責任限定契約
当社は、社外監査役が期待された役割を充分に発揮できるよう、会社法第427条第１項に基づき、社外監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項所定の最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとする契約を締結しております。

7. その他第三者の状況
弁護士、会計監査人等その他第三者の状況につきましては、複数の顧問弁護士に法的な判断を要する案件についての助言及び指導を適宜依頼しており、会計監査人には通常の会計監査に加えて、会計上、経営上の案件についての適宜助言を受けております。
当社と顧問弁護士及び会計監査人との間には、特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会に加え、取締役と執行役員が出席する経営執行会議を開催し、経営全般に関する事項の討議及び決定を行っております。
これらの会議には、複数の社外監査役（独立役員）を含む監査役が出席することで、監査役会が緊密に連携し、監査役会の機能を有効に活用しながら経営に対する監督機能の強化を図っております。
また、当社は、平成27年３月27日開催の定時株主総会で選任された社外取締役（独立役員）を加え、取締役会並びに監査役会、内部統制室及び会計監査人の連携により、透明性の高いコーポレートガバナンス体制の維持、強化に向けて、現在の体制を採用いたしております。
当社の社外取締役及び社外監査役は、その専門的見識と豊富な経験等に基づき、客観的かつ中立的な立場による外部からの経営監視機能及び経営に関する助言機能を果たすことにより、経営の信頼性や健全性の確保に向けてご尽力いただきます。
当社は、経営の透明性と公正性をより一層向上させるために、取締役の任期を１年とし、株主の皆様に毎年ご判断を仰いでおります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	第13期定時株主総会(平成27年3月27日開催)につきましては、平成27年3月12日に招集通知を発送するとともに、招集通知をホームページに掲載しております。 また、本社(東京都中央区京橋)2階に開設している筆記具ミュージアム「ペン・ステーション」内に自社製品展示コーナーを設置し、実際にお手にとってお試しいただくとともに、説明員を配して株主様からの疑問にお答えし、ご意見を拝聴いたしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	http://www.pilot.co.jp/company/ir/library/に、決算短信、その他適時開示資料、招集通知、有価証券報告書、四半期報告書、株主通信、英文株主通信等を掲載いたしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	
その他	機関投資家やアナリストからの問合せに対し、必要に応じて個別ミーティングを実施いたしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境理念」において地球環境保全に取り組むための「環境指針」を定め、当社グループの事業所におけるISO14001の認証の取得を進めるとともに、エコマーク対象商品・グリーン購入法適合商品・GPN(グリーン購入ネットワーク)データベース登録商品等、環境配慮商品の開発に積極的に取り組んでおります。 なお環境配慮商品は、"BEGREEN(ビグリーン)"という世界統一ブランドにより、全世界において普及促進を図っております。 http://www.pilot.co.jp/eco/にて、環境に対する取り組みを紹介しております。 本社(東京都中央区京橋)2階に開設している筆記具ミュージアム「ペン・ステーション」において、当社が収集した筆記具に関する国内外の貴重な資料を展示し、入場無料で「書く文化」を紹介しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、平成18年5月1日施行の会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制」の基本方針（以下、本内部統制基本方針といいます。）を定め、平成20年5月26日には金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制システムの構築及び反社会的勢力の排除に向けた体制の整備等を目的に一部改訂を実施しております。また、平成27年5月1日施行の会社法及び会社法施行規則の一部改正に伴い、平成27年4月27日開催の当社取締役会において、下記のとおり本内部統制基本方針の一部を改訂いたしました。

1. 取締役及び執行役員その他の使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）当社の取締役及び執行役員その他の使用人は、当社の定める「コンプライアンス基本規定」及び「パイロットグループ行動規範」に従い、職務執行におけるコンプライアンス（法令遵守）体制と企業倫理の確立に向けて、更にその強化推進を図り規定類を定期的に見直します。
（2）当社は、本内部統制基本方針に従い、内部統制部門及び総務部が連携してコンプライアンスの状況を監査します。
（3）当社は、コンプライアンス上の問題を早期に発見するため、当社の定める「社内通報制度」を適切に運用します。
また、通報者のプライバシーに配慮する等、通報者が通報を理由に不利益が生じないように徹底する旨を「コンプライアンス基本規定」に定め、その旨を従業員に周知徹底します。
（4）内部統制部門は、これらの活動を定期的に取締役会及び監査役会に報告します。
（5）総務部は、コンプライアンスへの取り組みを横断的に統括し、関係部門と連携して社員教育を行ないます。

2. 取締役及び執行役員その他の使用人の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）当社は、「情報リスク管理細則」及び付帯する関連マニュアルに従い、取締役及び執行役員その他の使用人の職務執行に係る情報を文書又は電磁的記録媒体（以下、文書等といいます。）に記録し、保存します。
（2）取締役及び執行役員その他の使用人は、「情報リスク管理細則」や関連する「文書取扱いマニュアル」等により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
（1）当社は、「経営リスク管理規定」並びに付帯する規定、細則及びマニュアルに従い、同規定に定義される経営リスク（コンプライアンス、環境、災害、品質、株式の買い占め、情報セキュリティー等を含むがこれらに限りません。）等の経営上の重要事項に係るリスクに対応します。
また必要に応じて、関連する細則やマニュアル等の社内ルールを作成・改定・配布し、社員教育を実施します。
（2）経営リスク管理責任者は、総務部担当役員とします。
（3）新たに経営リスクが発生したときは、「経営リスク管理規定」に従い、必要に応じて直ちに対策本部を設置の上、対策本部が把握した経営リスクの内容及び対策について、取締役会に報告します。
（4）組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応は、経営リスク管理責任者の指示に従い、総務部が行ないます。

4. 取締役及び執行役員その他の使用人の職務執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
（1）取締役会は、取締役及び執行役員その他の使用人が共有する全社的な目標を定めます。
（2）取締役会は、これらの進捗状況を定期的に評価し、改善の促進を内容とした、全社的な業務の効率化が実現できるシステムを構築します。
（3）取締役は、当社の定める「取締役会規則」に従い、コーポレート・ガバナンスに関する役割、責務を十分に果たし得るような体制を整えます。
（4）執行役員は、当社の定める「執行役員規定」に従い、責任の明確化を図るとともに、代表取締役社長の指示・命令のもと誠実・忠実かつ効率的な業務執行を行ないます。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）当社は、当社及び子会社の事業に関して責任を負う取締役又は執行役員に、当社が定める「コンプライアンス基本規定」「パイロットグループ行動規範」「経営リスク管理規定」に基づきコンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えております。
また、当社の定める「パイロットグループ会社管理規定」に従い、子会社の業務執行に係る重要事項を当社取締役会決議による事前承認事項として定めるとともに、月次の決算報告、市況報告及び四半期の財務報告など、職務執行に係る子会社の取締役から当社への報告を義務付けています。また、子会社にとって緊急の処理を要する場合には、取締役会の事後承認を得ることも定めています。
（2）子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制は、当社が定める「経営リスク管理規定」を参考に、各子会社が現地法令及び在外子会社を取り巻く環境に配慮して経営リスクに対処します。
また、子会社に損失の危険が生じた際は、「パイロットグループ会社管理規定」に従い、子会社からの報告を義務づけております。
当社は、子会社から報告を受けたリスクに応じて関係部門で当該リスクの発生の可能性及び影響度を分析し、経営に重大な影響を及ぼすリスクを識別し、重点的に対策を講じるべきか判断します。
（3）当社は、子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、当社の経営理念、経営の基本方針及び経営計画等をグループで共有化した上で、各子会社は目標を定めています。
当社取締役会は、これらの進捗状況を定期的に評価し、改善の促進を内容とした、全社的な効率化が実現できるシステムを構築します。
「パイロットグループ会社管理規定」において子会社の義務を定め、当該規定を踏まえて構築したコーポレート・ガバナンスに基づく経営を推進します。
また、子会社の歴史及び経営風土等を考慮し、パイロットグループの企業価値を向上させるための健全かつ積極的な事業活動の範囲において経営の独自性を尊重するよう努めます。
（4）当社は、子会社の取締役等の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、グループ全体に適用される「パイロットグループ会社管理規定」「コンプライアンス基本規定」及び「パイロットグループ行動規範」において、法令の遵守はもとより重要な社内規則等の趣旨を理解し、コンプライアンスに基づく経営を遂行することを定めております。
当社は、これらの規定に従い、これらを子会社に周知するよう努めます。
内部統制部門は、本内部統制基本方針に従い、関係部門と連携して、子会社の内部統制の実効性を高めるために必要な指導・支援を行ないます。
「パイロットグループ会社管理規定」において、子会社は当社による内部監査の実施に協力することを定めております。
また、海外の子会社については、当該国の法令や慣習の違いなどを勘案しながら、適切な方法により体制の整備に努めます。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、監査役の職務を補助すべき使用人の、取締役、執行役員等からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
（1）監査役を補助すべき使用人の配置の必要性が生じた場合、当社の定める「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に従い当該使用人の配置について監査役会との協議を行ない同意を得た上で取締役会で決定します。
（2）当該使用人は、取締役、執行役員等から、その職務の内容に関する指揮命令を受けません。

7. 取締役、執行役員又は使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
（1）取締役、執行役員又は使用人は、監査役に対して、法定の事項、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスの状況等の内容を、速やかに報告します。
また、監査役は必要に応じて、取締役、執行役員または使用人に対して報告を求めることができます。
（2）子会社の取締役、執行役員または使用人、またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、子会社に重大な影響を及ぼ

す事項、コンプライアンスの状況等の内容を報告します。
　　また、監査役は必要に応じて、子会社の取締役等に対して報告を求めることができます。
（3）当社は報告者が報告したことを理由に「解雇」「降格」「配置転換」「差別」等の不利益が生じないようにします。
（4）監査役の職務の執行において生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務処理は、「監査役会規則」に基づき監査方針を決定し生じる監査費用等を予算化しております。その処理は経理部門において確認し速やかに当該費用または債務を処理します。

8. 監査役会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
（1）当社は、監査役会と代表取締役社長をはじめとする役付取締役との間で、必要に応じて意見交換会を設定します。
（2）当社は、社外監査役への必要な情報提供とその独立性に配慮します。

9. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備
　当社は、当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、当社の定める「パイロットグループ会社経理規定」に従い、金融商品取引法及びその他関係法令等が求める財務報告の適正性を確保するための体制を整備します。

10. 反社会的勢力の排除に向けた体制の整備
　当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの反社会的勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

11. 当社は、必要に応じて、本内部統制基本方針を見直すものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方（基本方針）
　当社は、前項10. に記載のとおり、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその他の団体に対しては、毅然とした態度で対応し一切の関係を持たないことを基本方針と致しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
（1）当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの反社会勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には毅然とした姿勢で組織的に対応し、一切関わらない事を「パイロットグループ行動規範」に定めております。
（2）当社は、総務部を反社会的勢力対応統括部署とし、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟するとともに、所轄警察署と定期的な情報交換を実施する等、反社会的勢力に関する情報収集を行っております。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成20年２月25日開催の当社取締役会において、下記1. の基本方針を決定しております。当社は、かかる方針を踏まえ、下記2. 記載の各取組みを実施しております。

1. 基本方針の内容の概要
当社は、当社の企業価値の源泉が、当社グループが永年に亘って培ってきた経営資源に存することに鑑み、特定の者又はグループが当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することにより、当社グループの企業価値又は株主の皆様の共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において当社グループの企業価値又は株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

2. 取組みの具体的な内容の概要
(1) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み
当社は、当社グループ全体の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の更なる確保及び向上を目指して、経営の効率化、コーポレート・ガバナンス体制及びコンプライアンス体制の強化並びに連結財務体質の改善等を図りつつ、「顧客主義」に立脚した新しい製商品の開発、市場の開拓、製造コストの低減等に日々研鑽を積んでおります。
とりわけ、当社グループの基幹である筆記具事業において、コスト競争力と技術開発力の向上を目的に生産拠点の再編を進めるとともに、グループ内の開発資源を集約することにより効率的かつスピード感のある商品開発が可能な体制を構築してまいりました。
当社グループは、今後も開発拠点の更なる充実を図り、市場が求める高品質・高付加価値商品を続々と発信できる体制を固めるとともに、インドネシア、ブラジル等の海外生産拠点での現地生産能力を強化し、当社グループ製品の品質とブランドを世界各国において浸透・定着させるべく、新興国市場でのシェア向上を実現してまいる所存です。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
当社は、平成20年３月28日開催の当社第６期定時株主総会において、株主の皆様に、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針をご承認いただいてこれを導入し、平成23年３月30日開催の当社第９期定時株主総会において、従来の内容を一部改めた当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「旧プラン」といいます。）を継続することをご承認いただきました。さらに、当社は、平成26年３月28日開催の当社第12期定時株主総会において、株主の皆様に、情勢変化等を踏まえてその内容を一部改めたうえで旧プランを継続することをご承認いただき（以下、継続後の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を「本プラン」といいます。）、本プランを定めております。
本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を尊重しつつ当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として導入されたものです。
本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成26年２月24日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」の本文をご覧ください。
（参考URL http://www.pilot.co.jp/ir/library/）

3. 具体的な取組みに対する取締役会の判断及びその理由
当社取締役会は、上記2. (1)記載の基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を高めるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものと考えます。
また、本プランは、上記2. (2)記載のとおり、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えます。
さらに、(イ)本プランは、株主及び投資家の皆様並びに大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適切な選択の機会を確保するため、事前の開示がなされていること、(ロ)本プランの導入については当社第12期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ており、また、毎定時株主総会における当社取締役の選任を通じて本プランを廃止するか否かについての株主の皆様の意思が確認される点で、本プランの導入及び存続について株主の皆様の意思を重視していること、(ハ)取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会が意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者的立場にある専門家の助言を得るものとしていること、(ニ)本プランに基づく対抗措置の発動等の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置の発動等をする場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしていること、(ホ)本プランは、当社の株主総会又は取締役会によりいつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではなく、また当社はいわゆる期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策でもないこと等から、当社取締役会は、本プランが、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を損ない、又は当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 当社は、当社グループ会社を横断的に統括するために連結管理室を設置し、当社グループにおける決算情報を含む重要情報を一元的に集約・管理する体制を構築いたしております。
適時開示担当部門である総務部は、連結管理室、経理部並びにその他社内関係部門と連携しつつ、必要に応じて社外の専門家に事前の相談を行ったうえで、当社グループにおける決定事実・発生事実が、東京証券取引所の定める適時開示規則による開示事項に該当するかどうかを確認するとともに、該当しない情報につきましても、投資家の皆様の投資判断に資すること大であると判断した場合には、積極的な情報開示を行います。
また、情報取扱責任者を適時開示担当部門管掌取締役とし、適時開示における責任者として最終判断を行っております。

2. 情報の適時開示にあたっては、適正性と公平性を確保するために、東京証券取引所の提供する情報開示システムであるTDnetを通じて開示を実施するとともに、遅滞なく当社ホームページに掲載し、幅広い周知に努めております。
また、必要に応じて記者クラブにおいて記者会見を実施する等、情報提供の正確性と適正性の向上を図っております。

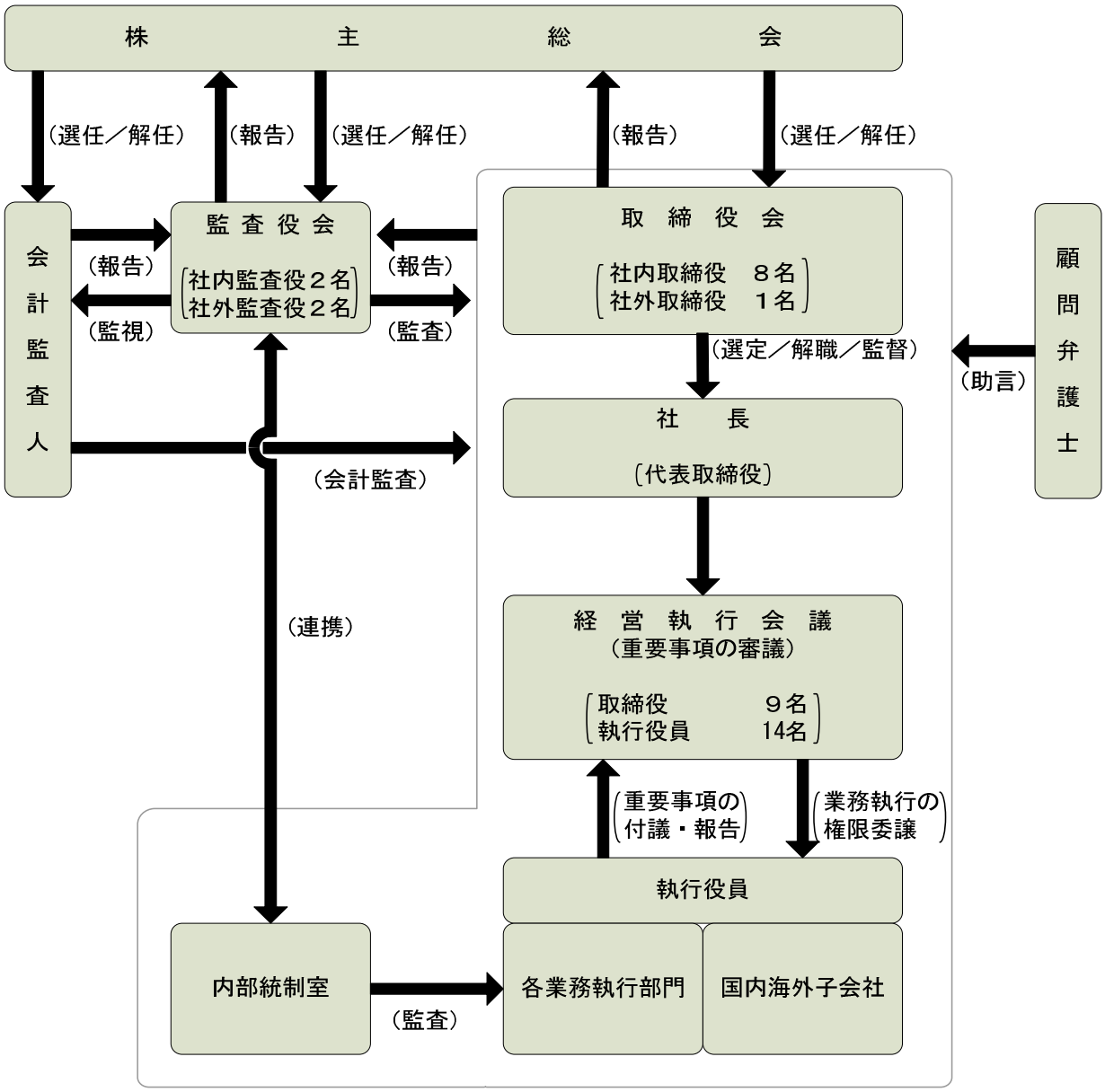
株　主　総　会
（選任／解任）
（報告）
（選任／解任）
（報告）
（選任／解任）
会計監査人
監査役会
社内監査役２名
社外監査役２名
（報告）
（監視）
（報告）
（監査）
取締役会
社内取締役　８名
社外取締役　１名
（選定／解職／監督）
顧問弁護士
（助言）
社　長
〔代表取締役〕
（会計監査）
（連携）
経営執行会議
（重要事項の審議）
取締役　９名
執行役員　14名
（重要事項の付議・報告）
（業務執行の権限委譲）
執行役員
内部統制室
（監査）
各業務執行部門
国内海外子会社